

《 令和9年度から国民健康保険税の納期が変わります 》

現在、国民健康保険税については、市町村ごとに税率を決定していますが、国の方針により、福島県では令和11年度から県内全市町村で税率が統一される予定です。

納期についても県内で統一する必要があるため、令和9年度までに行う必要があります。

湯川村では、令和9年度からの納期を下記のとおり、現在の6期の納期から8期の納期に変更することになりました。

当該年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月(随期)
令和8年度 まで	1 期 (仮徴収)			2 期		3 期	4 期	5 期		6 期		
令和9年度～				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	

(納期を変更する理由)

(1)福島県内、どの市町村でも納付期限が同じになり分かりやすくなります。

(2)7月に年間の国保税確定により税額の変更がなくなり、納期を多くすることで1回分の納付額が少額となります。

※ご不明な点につきましては、住民課税務係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

湯川村役場 住民課 税務係 TEL:0241-27-8820